

研究活動上の不正行為に関する調査結果について

◇経緯・概要	<p>【発覚時期及び調査にいたった経緯等】</p> <p>学外から本学法学部へ、学内紀要に掲載している論文に盗用の疑いがあるとの指摘があり、平成30年4月27日に法学部より最高管理責任者（学長）へ申立があった。これを受け、「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」に基づき、予備調査後、調査委員会を設置した。また、法学部より当該教授の他の論文1編について、一部類似の表現がある旨の報告があったことを踏まえ、調査委員会では2編の論文を調査した。</p>
◇調査	<p>【調査体制】</p> <p>調査委員会を設置し、学外委員4名を含む8名体制で調査を実施した。</p> <p>調査委員会の構成</p> <p>委員長 有吉 一郎（本学法学部教授）</p> <p>委員 矢野 博久（本学大学院医学研究科長） 久原 正治（本学理事・学事担当） 樋口 明男（本学監事・弁護士） 田村 徹（文教大学名誉教授） 山下 昇（九州大学大学院法学研究院教授） 吉岡 剛彦（佐賀大学教育学部教授） 本多 進（株式会社久留米リサーチ・パーク 工学博士）</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・調査期間 平成30年6月～7月・調査対象者 本学法学部 教授・調査対象論文 学内紀要に掲載された論文2編 （学外から指摘のあった1編（以下「論文1」という）及び、法学部から報告を受けた1編（以下「論文2」という））・調査方法 調査対象論文の比較・精査を行い、併せて調査対象者に対して弁明書の提出を求めるとともに事情聴取を行った。
◇調査結果	<p>【結論】</p> <p>論文1については、「久留米大学における研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」で定義する特定不正行為である「盗用」が行われたものと認定した。また、論文2については、不正は認められなかった。</p> <p>なお、盗用と直接因果関係が認められる公的研究費の支出はなかった。</p> <p>【判断理由】</p> <p>論文1については、盗用元とされる論文と本文や注記を含めて大部分が同じであり、引用（典拠記載を含む）も不適切であった。判例評釈という論文で、性質上、事案の概要や判旨が、類似、又は一致することはあるとしても、研究者が独自の見解を述べるべき評釈までほとんど引用であったことから盗用と判断した。</p> <p>また、論文2については、引用の注記があり、評釈の部分は、同教授の</p>

	<p>見解や自身の判決からの引用かつ先行論文には指摘のない部分が多く、先行論文からの引用は、判決の事実認定部分などに限られており、全体として同教授の独自の論文と評価できることなどを総合的に考慮して、盗用にはあたらないと判断した。</p>
<p>◇特定不正行為の発生要因と再発防止策</p>	<p>【発生要因】</p> <p>本件は、当該教授が論文等を作成する際に当然守るべき研究者倫理（他の研究者の成果に対する適切な引用等）の意識を欠いていたというに尽きる。ただ、その過程をみると、同教授が、自らの論文の作成に当たり、十分な注意を払えば簡単に防げる過誤であって、論文作成の安易な手法がこの結果を招いたのではないかと考える。更に、投稿論文のチェックなど紀要の編集体制に問題があった可能性がある。</p> <p>また、本学では、平成 19 年度から「研究活動に係る不正行為の防止に関する規程」を定め、学内研究者・研究支援者に対して、平成 20 年度から研究活動コンプライアンス・倫理研修会を実施し、平成 27 年度からは「本学における研究活動の不正行為の防止及び研究倫理リーフレット」を作成・配付し、盗用を含む研究活動における不正行為防止について啓発活動を続けてきたが、一部の研究者において研究不正に対する理解度に不十分な点があったことも否めない。</p> <p>【再発防止策】</p> <p>本件の研究不正は、同教授個人の研究に対する姿勢の問題が大きいが、本学としても研究者における研究倫理の理解の定着に配慮していなかったことが本件発生の一因とも考えられる。</p> <p>本学においては、平成 27 年度から「本学における研究活動の不正行為の防止及び研究倫理リーフレット」を配布し注意喚起を行い、平成 29 年度から、学内研究者・研究支援者全員に対して、e-learning（理解度チェック機能あり）の受講を義務化している。今後もこれらの取組を継続し、研究倫理の理解の定着に努める。</p> <p>また、上記倫理教育に加え、剽窃行為を積極的に防止するために、平成 30 年度に、医学研究科・心理学研究科で導入した剽窃チェックツールを全学的に普及拡大することを検討する。</p> <p>更に、法学部では、多くの研究者が容易に論文にアクセスできることで不正の早期発見ができ、不正行為の抑止につながるように、紀要をウェブ上で公開すること、上記紀要の編集についても、編集委員の増員や、論文に対する査読を行うことによりチェック体制の強化を検討する。</p>
<p>◇その他（本学が行った措置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該論文執筆者に対する処分 本学教職員就業規則に基づき、懲戒処分を行った。 ・ 論文の取下げ 同教授に対し、当該論文の取り下げ勧告を行った。